

## 議事日程第12号

令和元年(2019年)招集大阪狭山市議会定例会12月定例会議会議事日程  
令和元年(2019年)11月28日午前9時30分開議  
議会期間(令和元年11月28日から同年12月20日まで23日間)

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 発議第16号 | 会議録署名議員の指名について                                  |
| 日程第2  | 議案第63号 | 固定資産評価審査委員会の委員の選任について                           |
| 日程第3  | 議案第64号 | 大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第4  | 議案第65号 | 大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例について                        |
| 日程第5  | 議案第66号 | 土地改良事業の施行について                                   |
| 日程第6  | 議案第67号 | 令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第6号)について             |
| 日程第7  | 議案第68号 | 令和元年度(2019年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について |
| 日程第8  | 議案第69号 | 令和元年度(2019年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第3号)について        |
| 日程第9  | 議案第70号 | 令和元年度(2019年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算(第1号)について        |
| 日程第10 | 議案第71号 | 令和元年度(2019年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計補正予算(第1号)について       |
| 日程第11 | 報告第7号  | 第5期メルシーfor SAYAMA株式会社の事業計画及び予算の報告について           |
| 日程第12 | 請願第5号  | 「次期介護保険改定についての意見書」を国に提出することを求める請願について           |
| 日程第13 | 請願第6号  | 年金の毎月支給を求める意見書を国に提出することに関する請願について               |

- 日程第 1 4 請願第 7 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願について
- 日程第 1 5 要望第 1 号 子どもの均等割を減免し、高すぎる国民健康保険料軽減を求める要望について（要望項目の3点目及び4点目）
- 日程第 1 6 要望第 2 号 大鳥池、環境整備の実施に対する要望について

発議第16号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和元年(2019年)11月28日提出

大阪狭山市議会議長 片岡 由利子

記

12番 西野 滋胤

13番 鳥山 健

議案第63号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年(2019年)11月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市大野台四丁目4番1号

氏 名 加藤 慶子

昭和21年11月30日生

議案第64号

大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例  
について

大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)11月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例

大阪狭山市火災予防条例（昭和37年大阪狭山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法若しくは令の規定又はこれらに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第65号

大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例に  
ついて

大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)11月28日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

## 大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例

大阪狭山市下水道条例（昭和62年大阪狭山市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第1号中「第6条の8第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者」を「大阪府下水道協会から下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けた者（以下「責任技術者」という。）」に改める。

第6条の8の見出しを「(責任技術者)」に改め、同条第1項中「、次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録を受けている者のうちから」を削る。

第6条の9から第6条の11までを削る。

第6条の12第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項及び第4項を削り、同条を第6条の9とする。

第6条の13を削る。

第6条の14第1項を次のように改め、同条を第6条の10とする。

指定工事店の指定及び更新については、1件につき5,000円の手数料を徴収する。

第25条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の大阪狭山市下水道条例第6条の12第1項の規定により交付した排水設備責任技術者証は、当該責任技術者証の有効期限が経過するまでの間、大阪府下水道協会が交付した下水道排水設備工事責任技術者証とみなす。

土地改良事業の施行について

土地改良事業の施行に関し応急工事計画を定めることについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において読み替えて準用する同法第87条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年(2019年)11月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

1 事業名

農業用施設災害復旧事業

2 事業目的

令和元年8月19日の集中豪雨により農業用ため池である大鳥池北堤外法面が崩落したため、早急にその復旧を行うことにより、農業用ため池の機能回復及び災害の発生の防止を図ることを目的とする。

3 施行箇所

大鳥池（大阪府大阪狭山市東野中一丁目地内）

4 工事計画

工事延長8.5メートル

ふとん簞（1段積）延長5メートル

盛土工（土羽）面積61平方メートル

5 概算事業費

747,000円

議案第67号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第6号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第6号)を別案のとおり提出する。

令和元年(2019年)11月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第68号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和元年(2019年)11月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第69号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市池尻財産区特別  
会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第3号)を別案のとおり提出する。

令和元年(2019年)11月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第70号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市今熊財産区特別  
会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和元年(2019年)11月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第71号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和元年(2019年)11月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

第5期メルシー f o r S A Y A M A株式会社  
の事業計画及び予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、第5期メルシー f o r S A Y A M A株式会社の事業計画及び予算について別紙のとおり報告する。

令和元年(2019年)11月28日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

# 「次期介護保険改定についての意見書」を

## 国に提出することを求める請願

2019年 11 月 18 日

大阪狭山市議会議長  
片岡由利子 様

請願者 大阪狭山社会保障推進協議会  
会 長 橋本 啓修  
事務局長 山野 彰  
連絡先 大阪狭山市狭山2-898-7  
サンシャイン狭山5215号

紹介議員

松尾 巧

北村栄司

(請願趣旨) 深江容子

昨年4月から実施されている介護保険第7期保険料は、収入と所得の合計が80万円を超えると年7万5千円と高齢者の負担の限界を大きく超え、「介護保険料が高すぎる」との声が多くあります。このような状況の中で、2021年に実施される第8期介護保険計画では、給付と負担の全面的な見直しとして、介護プランの有料化、要介護1、2の介護保険サービスから除外、利用料負担を2割から3割等のさらなる負担増が検討課題とされています。

一方、介護現場で最大の課題である介護職員の「処遇改善」策は一切検討課題になっていません。このような状況を踏まえ、地方自治法第99条に基づき、国に向けて次の事項について請願いたします。

### 記

- 1、 公費負担を大幅に引き上げ、非課税者・低所得者の介護保険料を軽減する減免制度につなげてください。
- 2、 ケアプランの有料化はやめてください。
- 3、 要介護1、2の介護保険サービスから除外しないでください。
- 4、 介護サービス利用負担を2割から3割にしないでください。
- 5、 介護報酬の引き上げ、介護職員の処遇改善をしてください。

以上



## 次期介護保険制度改定についての意見書（案）

介護保険料が創設されて20年を迎えようとしています。この間、毎期のように保険料が引き上げられ、滞納による差し押さえ処分も増えていきます。加えて介護サービスが削減され利用料の負担も増え、『保険あって介護なし』との声があります。

また、介護現場で厳しい環境の中で頑張る介護職員の皆様の処遇改善も急がねばなりません。

以上のことから、次期介護保険制度改定について地方自治法第99条に基づき、政府に対して次の事項について要請いたします。

### 記

- 1、 公費負担を大幅に引き上げ、非課税者・低所得者の介護保険料を軽減する減免制度につなげてください。
- 2、 ケアプランの有料化はやめてください。
- 3、 要介護1、2の介護保険サービスから除外しないでください。
- 4、 介護サービス利用負担を2割から3割にしないでください。
- 5、 介護報酬の引き上げ、介護職員の処遇改善をしてください。

以上



2019年11月20日

大阪狭山市議会議長 様

全日本年金者組合大阪狭山支部

執行委員長 土屋 由紀子

大阪狭山市大野台3丁目26番8号

紹介議員

松尾 巧  
北村 栄司  
深江 容子

## 年金の毎月支給を求める意見書を国に 提出することに関する請願

大阪狭山市におかれましては、市民・高齢者の生活向上と健康増進へ御尽力されていることに敬意を表します。

年金支給については、年4回支給から年金支給者のサービス改善を図るため、平成元年に年6回支給に改善されてきた経緯があります。毎月の15日、午前中の銀行窓口は大変な混雑になっています。この日は、一日でも早く年金を受け取らなければ暮らしていけないという切実な現実があるのです。

また、住民税・固定資産税などの納付時期は年金支払いと必ずしも合致せず、それらを支払った後、冠婚葬祭などの臨時の支払いが出来れば、次の年金支給日までは、生活費の支出を極力抑えたり、借金でしのいだり、医療機関にかかることさえも我慢して暮らさざるを得ません。高年者が低い年金で2ヶ月計画的に暮らすことは困難を伴います。せめて毎月の支給であれば、暮らしのやり繰りをつけることもできます。

欧米諸国では毎月支給を実施しているところが多く、年金生活者にとって年金が毎月支給されることによって、月ごとの計画的な生活設計が成り立つことが期待されます。高齢者は年金の医療費の負担増などによる経済的不安に加え、介護の不安も抱えながら暮らしています。

私たち年金者組合は、高齢者が地域で安心・安全・健康で長生きできること、地域のつながりと街づくりに貢献できることを願っています。大阪狭山市議会として政府に対し下記事項に関わる意見書を採択されるよう請願いたします。

### 記

年金の2カ月支給を国際水準並みに毎月支給に改め、  
年金受給者の生活安定に資するよう改善するよう  
地方自治法第99条による意見書を提出して下さい。

以上

## 公的年金の毎月支給を求める意見書〈案〉

公的年金の支給については、年金受給者のサービス改善を図るため平成元年に年6回支給に改善されてきた経緯がある。しかしながら、住民税・固定資産税などの納付時期は年金支払いと必ずしも合致せず、それらを支払った後、また、冠婚葬祭などの臨時の支出ができれば、次の年金支給日までは、生活費の支出を極力抑えたり、借金でしのいだり、医療機関にかかることさえも我慢して暮らさざるをえない実態がある。

また、高齢者は年金の削減、医療費の負担増などによる経済的不安に加え、介護の不安も抱えながら暮らしている。政府の政策によると、今後も年金額の引き下げが計画されており、高齢者・年金受給者の生活は一層困難なものになると考えられる。

そこで、せめてもの対策として公的年金を毎月支給に改善してほしいとの声が高まり厚生労働省に対して強く要請してきた団体もある。年金生活者にとって年金が毎月支給されることによって、月ごとの計画的な生活設計が成り立つことが期待される。

欧米では多くの国々で毎月支給が実施されている。

以上の趣旨にかんがみ、次の事項の実現を強く求めます。

### 記

- 1, 公的年金の支給について、現行の2ヶ月分支給を毎月支給に改め、年金受給者の生活安定に資するよう改善すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

以上

大阪狭山市議会議長 様

紹介議員

松尾 巧  
北村栄司



梁江容子

2019年11月20日

全日本年金者組合大阪狭山支部  
支部執行委員長 土屋由緒  
大阪狭山市大野台3丁目

## 加齢性難聴者の補聴器購入に対する 公的補助制度創設を求める請願書

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。

こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにするのが補聴器です。

日本の難聴者率は、欧米に比較して大差はないといわれていますが、補聴器の使用率は欧米諸国と比べても極めて低く、日本補聴器工業会の調査報告でもイギリスの47.6%に対して我が国は14.4%と極端に低い数値となっています。この背景には、日本に於いて補聴器の価格が片耳あたりおおむね15~30万円で保険適用がないため全額自己負担となっていることがあります。身体障害者である高度・重度難聴の場合は補装具支給制度により負担が軽減され、中等度の場合は購入後に医療控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割の人は自費で購入しているため、特に低所得の年金暮らしの高齢者に対する配慮に欠けているといわざるを得ません。

補聴器購入に対する公的補助制度が欧米ではすでに確立されていますが、日本では一部の自治体で加齢性難聴者の補聴器購入助成をおこなっているのみです。

耳が聞こえにくい、聞こえないというのは高齢者の社会参加・再雇用などの大きな障害となっています。高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごせるよう下記事項を請願します。

### 記

加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める地方自治法第99条による意見書を提出して下さい。

以上

## 加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度を求める意見書（案）

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにするのが補聴器です。

日本の難聴者率は、欧米に比較して大差はないといわれていますが、補聴器の使用率は欧米諸国と比べても極めて低く、日本補聴器工業会の調査報告でもイギリスの47.6%に対して我が国は14.4%と極端に低い数値となっています。

この背景には、日本に於いて補聴器の価額が片耳あたりおおむね15～30万円で保険適用がないため全額自己負担となっていることがあります。身体障害者である高度・重度難聴の場合は補装具支給制度により負担が軽減され、中等度の場合は購入後に医療控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割の人は自費で購入しているため、特に低所得の年金暮らしの高齢者に対する配慮に欠けているといわざるを得ません。

補聴器購入に対する公的補助制度が欧米ではすでに確立されていますが、日本では一部の自治体で加齢性難聴者の補聴器購入助成をおこなっているのみです。

耳が聞こえにくい、聞こえないというのは高齢者の社会参加・再雇用などの大きな障害となっています。高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごすことができ、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるよう、下記事項を請願します。

## 記

加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める。

地方自治体法第99条による意見書を提出して下さい。

以上

2019年 // 月 18日

大阪狭山市議会議長  
片岡由利子 様

〒589-0005大阪狭山市狭山2丁目8-8-7  
サンシャイン狭山2階5215  
大阪狭山社会保障推進協議会  
会 長 橋本 啓修  
事務局長 山野 彰

## 子どもの均等割を減免し、 高すぎる国民健康保険料軽減を求める要望書

大阪府が昨年4月より実施した国民健康保険都道府県単位化は、高齢者の世帯やシングルママの世帯、子どものいる世帯には、大変きびしい保険料になっています。「所得100万円、40歳代夫婦と子ども2人で21万円は高すぎる」「国保料が高くて払えない」との声、とりわけ収入に関係なく世帯人数に応じて保険料が増える均等割の減免は切実な願いです。

このような市民の願いについて、今年4月1日に施行された大阪狭山市議会基本条例は、市民の要望等について審議し議決すること（条例第3条1項）、市議会の意見書、決議等により国等に対して議会の意思を表明することなどが規定されています（条例第3条4項）。

この要望書は、この条例にもとづいて、市民の願い実現を求めるものです。下記の切実な市民の願いについて審議・議決をお願いいたします。

### 記

- 1、 収入がない18才以下の子どもの均等割りを減免してください。
- 2、 高すぎる国民健康保険料を引き下げてください。
- 3、 市独自の減免を継続し充実してください。
- 4、 保険料の抑制を目的にした一般会計からの繰り入れをしてください。

以上



令和元年11月19日

要 望 書

大阪狭山市議会

議長 片岡 由利子 様

大鳥池の太陽光パネルを考える会

代表 荒谷 恵介

大阪狭山市東池尻5丁目1462-32

TEL 027-367-2732

: 岩崎 隆

: 金田 英也

: 平田 正治

大鳥池、環境整備の実施に対する要望

今年、3月の議会で大鳥池の環境整備について採択して頂きました。

大阪狭山市に対して、環境整備を要求していますが明確な回答はありません。

売電で得たお金の一部を大阪狭山市に納めていると聞きます。

これでは一部の住民を苦しめて、大阪狭山市は利益を得ていることになっている。

パネルからの強烈な反射光で苦しめられ、又パネルからの反射熱で気温が上がり暑さで熱中症や日射病の対応で外に出ることが憚れます。

アオコが発生したり、住民の中にはパネルが鱗のようで気持ちが悪いと人もいます。

昨年、台風21号での太陽光設備が破損した原因と対策実施が風速60m/sに耐えるのかと言った声を多く聞きます。

大阪狭山市に対して色々と改善要望案を提出しましたが聞いては貰えません。

反射、気温、景観、環境を踏まえた環境整備をお願いします。

台風対策もこれで良いのか検証をお願いします。

パネルからの反射調査について

大阪狭山市は平成29年に3回、現場確認しています。結果、「パネル設置前からの水面の輝きもあり、パネル設置による反射増幅したとは考え難い」と回答があった。設置前、水面反射状況を見せて下さいと要求しましたが、「ありません」と返事が返ってくるだけです。

住民の訴えとギャップがあり、計画書(どの地点、時間経過の反射状況、結果のまとめ)を要求しましたが作成していないと回答がありました。

住民の方からは市職員は道路と池に近づいて見ていたが、周辺住宅への反射の状況を見に来たことがないと言う声を聞きます。

これでは反射を見に来ただけで調査とは言えない怒りを表す人もいます。



## 気温の上昇について

今年も夏場はパネルからの強烈な反射が毎日続き、又気温も最高温度も40℃を記録するなど、窓を開く事が出来ず、エアコンがフル回転でした。

大阪狭山市で平成30年、令和1年に狭山池と大鳥池周辺の気温測定を行っています。

夏場の狭山池と大鳥池周辺を比較して見ると、大鳥池周辺の方が+0.5℃～+4.0℃と高い結果でした。

これはパネル反射光より気温が上昇したと考えます。

\* 大鳥池と狭山池の周辺気温測定結果(大阪狭山市が測定)を添付

## アオコの発生について

今年もアオコが発生しています。

大鳥池の南側より発生しパネル周辺に広がり、池全体に広がっています。

アオコは毒素を持つものがあります。

アオコの毒素を含んだ水を飲むと肝臓に作用し肝臓がんを発症します。

アオコに触れると皮膚炎を発症することもあります。市は調査を拒否しています。

## 台風対策

対策として周りのフロートに水を入れ、フロート繋ぎボルトの空洞に鉄芯を入れて補強すると聞きました。

フロート繋ぎボルトの空洞は26mm(直径)に対して12mm(直径、鉄製)とナット・ワッシャで挟み込んで止めていました。

鉄製であり、サビの進行により強度に疑問を感じます。又ボルト・ナットが緩むことで繋ぎボルトにキズが付き強度の低下が心配です。

平成28年10月の説明会では風速60m/sに耐えると明言していたが、実際は風速38.1m/sで破損している。

破損個所の部品は全て廃棄しており、質問をしても現物がないので回答が出来ないと言われます。

今年6月の説明会の中で、繋ぎボルトが破損したことでワイヤーに掛かる負荷が軽減されたのではと指摘あります。

今回の工事で風速60m/sに耐える・問題ないと言われるのであれば、耐えることの保証をデータで説明してほしい。

又アンカーを繋ぐワイヤーについても風速60m/sに強度が耐えることを実証データで説明してほしい。

\* フロート繋ぎボルトと補強ボルト・ナット・ワッシャの写真を添付

その他

経済産業省へ

経済産業省、経済産業省近畿経済産業局に対して、パネル設置以降、3年間にわたる大阪狭山市から住民に対する対応を含め、資料を提出しました。

議会での環境整備の質問で市職員は「風速計を取り付ける予定です」と回答していますが、これが環境整備とは思えません。

我々住民の苦しみを理解して頂き、安心・安全で、「水きらめき・人が輝く・共生のまち」に出来るような環境整備をお願いします。

以上

17

大泉の歴史

| 日            | 大泉町*1          | 大泉町*1          | 大泉町*1          | 大泉町*1          |
|--------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| H29年9月30日    | 33. 0℃ (13:20) | 33. 5℃ (13:35) | 35. 0℃ (13:50) | 35. 0℃ (13:55) |
| H29年6月26日    | 32. 5℃ (13:20) | 33. 5℃ (13:35) | 33. 5℃ (13:50) | 32. 0℃ (13:55) |
| H29年7月29日    | 37. 5℃ (13:20) | 36. 5℃ (13:35) | 37. 5℃ (13:50) | 35. 0℃ (14:10) |
| H29年5月26日*3  | 32. 5℃ (13:20) | 30. 5℃ (13:35) | 31. 5℃ (13:50) | 28. 5℃ (14:10) |
| H29年5月31日*3  | 28. 0℃ (13:30) | 24. 5℃ (13:45) | 24. 5℃ (13:55) | 24. 0℃ (14:00) |
| H31年4月26日    | 25. 5℃ (13:20) | 24. 5℃ (13:40) | 25. 0℃ (13:50) | 23. 5℃ (14:10) |
| H31年3月27日    | 24. 0℃ (13:20) | 22. 0℃ (13:35) | 24. 0℃ (13:45) | 23. 0℃ (13:55) |
| H31年2月27日*3  | 14. 0℃ (13:20) | 12. 5℃ (13:35) | 14. 0℃ (13:40) | 15. 5℃ (13:50) |
| H31年1月30日    | 11. 5℃ (13:20) | 8. 5℃ (13:40)  | 9. 5℃ (13:55)  | 10. 0℃ (14:20) |
| H30年12月28日   | 10. 5℃ (13:20) | 8. 5℃ (13:40)  | 9. 0℃ (14:00)  | 9. 0℃ (14:20)  |
| H30年12月25日*3 | 20. 0℃ (13:10) | 18. 5℃ (13:30) | 19. 5℃ (13:50) | 19. 5℃ (14:15) |
| H30年10月20日   | 27. 0℃ (13:20) | 26. 5℃ (13:50) | 27. 5℃ (14:20) | 23. 5℃ (14:45) |
| H30年8月27日    | 34. 5℃ (13:20) | 29. 0℃ (13:35) | 28. 5℃ (13:50) | 29. 5℃ (14:05) |
| H30年6月27日    | 36. 5℃ (13:20) | 34. 5℃ (13:50) | 34. 5℃ (14:20) | 34. 0℃ (14:45) |
| H30年7月27日    | 38. 0℃ (13:20) | 34. 5℃ (13:50) | 36. 0℃ (14:40) | 32. 5℃ (14:00) |
| H30年6月22日    | 32. 5℃ (14:00) | 32. 5℃ (13:30) | 32. 5℃ (14:15) | 31. 5℃ (14:20) |
| H30年5月31日*5  | 21. 0℃ (13:20) | 19. 5℃ (13:30) | 20. 5℃ (14:20) | 20. 5℃ (14:10) |

\*1: 晴れたり曇ったりの場合、雲にかがっている時の測定

\*2: 12月の気象測定

\*3: 曇り

\*4: 小雨

\*5: 雨

大泉町中心の資料

□ ... 大泉池周辺

□ ... 大泉池東

フロント繋ぎボルトと補強ボルト

